

申告に必要なもの

●印鑑

●各所得の計算に必要な書類

- 給与所得または年金所得がある人…給与、公的年金の源泉徴収票
- 事業所得（営業等、農業）や不動産所得がある人…帳簿書類等（収入金額と必要経費が分かるもの）
- その他所得（一時所得、雑所得、配当所得など）がある人…個人年金、生命保険等満期金、外交員報酬、原稿料等の支払調書

●各種所得控除を受けるために必要な書類

- 医療費控除…医療費の領収書、保険等で補てんされた金額の明細書
- 社会保険料控除…国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を支払った領収書、証明書
- 生命保険料・地震保険料控除…保険会社が発行する控除証明書
- 雑損控除、寄附金控除…証明書、領収書
- 障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書（65歳以上の該当者は、高齢介護課または各支所市民生活課で発行）などの証明書

※事業所得（営業等、農業）や医療費控除がある人は、事前に領収書などを整理・計算のうえ、ご来場ください。申告期間中、会場は大変混雑しますのでご理解とご協力をお願いします

申告相談日程表

受付時間 9:00~16:00	津山地域		勝北地域・加茂地域ほか		阿波地域・久米地域	
	対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区	会場
2月16日(水)	城東・城南・中央	市役所2階 大会議室	大吉・大岩	勝北保健 福祉センター	下沢・西谷・大高下	阿波支所
17日(木)	鶴城・城北・城西		市場・奥津川		中土居・大畑	
18日(金)	志戸部・勝部・靱保		西中・西下		尾所・大杉・竹之下	
19日(土)						
20日(日)	市内全域					
21日(月)	紫保井・大田・沼・弥生町	市役所2階 大会議室	新野東・西上	勝北保健 福祉センター	中北上・坪井上	久米支所
22日(火)	川崎・野介代・福岡		新野山形		坪井下	
23日(水)	北園町・山北		上村・中村		宮部上・宮部下	
24日(木)	総社・小原		安井		中北下	
25日(金)	二宮・院庄		日本原・杉宮・原		南方中	
26日(土)						
27日(日)	市内全域					
28日(月)	小田中・上河原	市役所2階 大会議室	坂上・上野田・下野田	勝北保健 福祉センター	一色・神代	久米支所
3月1日(火)	高倉・河辺		勝北地区全域		久米川南	
2日(水)	佐良山・福南		加茂町物見・加茂町河井・加茂町山下・加茂町知和		桑下・領家	
3日(木)	一宮・高田		加茂町青柳・加茂町塔中・加茂町小中原		戸脇・宮尾	
4日(金)	林田・田邑		加茂町蘆野谷・加茂町戸賀・加茂町黒木・加茂町倉見・加茂町宇野	八社・福田下・桑上		
5日(土)						
6日(日)	市内全域					
7日(月)	市内全域	市役所2階 大会議室	加茂町原口・加茂町行重・加茂町檜井・加茂町百々	加茂支所	里公文・里公文上	久米支所
8日(火)	市内全域		加茂町中原・加茂町成安		油木上・油木下・油木北	
9日(水)	市内全域		加茂町公郷		久米地区全域	
10日(木)	市内全域		加茂町下津川・加茂町桑原・加茂町小淵			
11日(金)	市内全域		加茂地区全域			
12日(土)						
13日(日)	市内全域	市役所2階 大会議室		高野公民館		
14日(月)	市内全域		津山地区(神庭・成名・高野・滝尾・広野・大崎)			
15日(火)	市内全域					

※申告期間中の日曜日は申告相談を受け付けています。ただし、土曜日は休みです
※高野公民館での申告相談は3月14日(月)のみ開催します

所得税と個人住民税(市・県民税)の申告

申告期間：2月16日(水)～3月15日(火)

昨年(平成22年1月1日～12月31日)の所得を対象とした所得税と個人住民税の申告受付が始まります。所得が年末調整済みの給与所得のみの人は申告不要ですが、その他の所得がある場合や各種控除を受けようとする場合は申告が必要です。

	個人住民税の申告	所得税の申告
	前年の所得に対して、平成23年度の個人住民税を計算するためのものです。	前年の所得に対する所得税を精算する大切な手続きです。
申告が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ●営業、農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で所得税がかからない人 ●給与所得者(サラリーマン等)で給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されない人 ●医療費控除、雑損控除、寄附金控除などの控除を受けようとする人 ※所得税の確定申告書を提出した人は、住民税申告書を提出したものとみなされるため、改めて申告する必要はありません	<ul style="list-style-type: none"> ●所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人で <ul style="list-style-type: none"> ・商業・工業・医業・農業などを営んでいる人 ・地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人 ●給与所得者(サラリーマン等)で <ul style="list-style-type: none"> ・給与等の収入金額が2,000万円を超える人 ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える人 ・2カ所以上から給与をもらっている人 ●所得税の還付を受けようとする人
会場	本庁舎、各支所、高野公民館で申告相談を行います。申告日・会場は住んでいる地域によって異なりますので、左ページの申告相談日程表で確認ください	津山税務署(田町) ※期間中の土・日曜日・祝日は休みです ※所得税の還付申告は1月から津山税務署で受け付けています
問	課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2015	津山税務署 ☎22-3147

津山税務署からのお知らせ

国税の申告・納税等の手続きはe-Taxで!

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」なら、自宅やオフィスで国税の申告、納税などの手続きができます。しかも、所得税の確定申告期間中は24時間利用可能! 便利なe-Taxを、ぜひご利用ください。

イータックス e-Taxはメリットがたくさん



- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類の提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

所得税の申告・納税は
3月15日(火)まで

消費税・地方消費税の申告・納税は
3月31日(木)まで

※平成20年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合は、平成22年分の消費税の確定申告が必要です

国税庁のホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用すれば、所得税・消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

《国税庁ホームページ》
<http://www.nta.go.jp>

※利用条件などの詳細は、画面にてご確認ください

納税には安心・便利・確実な口座振替をご利用ください

振替日	所得税：4月22日(金)
	消費税：4月27日(水)